

住所変更の届け出について

住所が変わったときには、住所変更の届け出が必要です。その際、窓口に来た方の本人確認を行っていますので、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどから1点、これらを提示できないときは、健康保険資格確認書、各種年金証書、会社の社員証などから2点をお持ちください。本人確認書類の提示があった場合でも、口頭で質問を行い確認する場合があります。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインで転出の届け出が可能です。詳しくはデジタル庁のホームページをご覧ください。

区分	届出期間	届け出に必要なもの
転入届	滝川市に引っ越ししてから14日以内	○前住所地の転出証明書（マイナンバーカードを利用して転出手続きをした場合はマイナンバーカード） ○マイナンバーカード（お持ちの方） ○国民年金手帳または基礎年金番号通知書（加入者のみ）
転出届	他の市町村へ引っ越し14日前から	○国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険証、印鑑登録証、子ども医療費受給者証など（いずれも該当者のみ）
転居届	市内で引っ越ししてから14日以内	○マイナンバーカード（お持ちの方） ※印鑑登録証は転出時のみ必要

窓口は、火曜日から木曜日が比較的空いています。

3月31日(火)～4月2日(木)の期間中、19時まで窓口時間を延長します。

※本人と同一世帯以外の方が上記届け出をする場合は、委任状が必要です。

問合先 市民課 Tel.28-8015

医療費の助成制度のご案内【令和8年4月現在】

	対象者	適用医療費	窓口での医療費の負担（注）
医療費 重度心身障害者	身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方 ※3級は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	◆中学生以下（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで） →自己負担なし ◆上記以外の市・道民税〈非課税世帯〉 初診時一部負担金のみ負担 〈課税世帯〉 医療費の1割を負担
	重度の知的障がいと診断された方 (療育手帳A判定)		
医療費 ひとり親家庭等	精神保健福祉手帳1級の交付を受けている方	通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費 ※入院は対象外	
医療費 ひとり親家庭等	ひとり親家庭で20歳未満の子を扶養している母または父	入院、指定訪問看護にかかった健康保険適用分の医療費	
	ひとり親家庭の母または父に扶養されている、もしくは両親がいないなどの20歳未満の子 ※18～20歳については、学生などに限る	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	
医療費 子ども	中学生以下の子 (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	自己負担なし

(注)・重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度には所得制限があります。

- ・1か月および年間の自己負担限度額があります。
- ・文書料、差額ベッド代などの保険外診療や入院時の食事代は助成の対象となりません。
- ・指定訪問看護の療養費の1割（別途月額限度額あり）は助成の対象となりません（ただし、中学生以下は除く）。

問合先 保険医療課 Tel.28-8018